

市長定例記者会見資料



令和5年2月15日	
所 属	給与課
所属長	辻本 悟
電 話	06-6489-6181

市長及び副市長の給与削減措置

1 令和5年度以降の給与削減措置

現在、市長及び副市長に対して実施している給料及び期末手当の削減措置については、今年度（令和4年度）をもって終了とします。

＜ 参考：現行の給与削減措置の内容 ＞

	給料月額		期末手当		年 収	
	削減前	削減後	削減前	削減後	削減前	削減後
市 長	1,177,000円	1,059,300円 (△10%)	5,461,280円	4,095,958円 (△25%)	19,585,280円	16,807,558円 (△2,777,722円)
副市長	942,000円	847,800円 (△10%)	4,370,880円	3,496,704円 (△20%)	15,674,880円	13,670,304円 (△2,004,576円)

2 理由

尼崎市財政は、平成15年度からの「尼崎市経営再建プログラム」以降、「あまがさき」行財政改革推進プラン、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」と、3つの計画に基づき、20年間にわたる行財政改革に取り組んできました。こうした取組を通じて、将来負担は減少傾向にあり、行財政改革は着実に成果を上げてきたところです。令和5年度からは、新たな総合計画の下、「ありたいまち」に向けたまちづくりを進めることとしており、これまでの行財政改革の取組は一定の区切りがつくことから、従来の行財政改革の観点からの市長をはじめとする特別職の給与削減措置についても、当該計画期間の終了に合わせて、一旦、区切りをつけることとするものです。

今後も、健全な財政運営を維持していくため、「財政運営基本条例（案）」及び「財政運営方針」に基づき、収支均衡予算の確保や将来負担の縮減など規律ある財政運営に努めていきます。

なお、市長の退職手当については在り方を検討することとしており、今後、特別職報酬等審議会を開催し、当該審議会において検討を進めていく中で、特別職の給与の在り方も含めて必要な検討を進めていきます。

3 これまでに実施してきた給与削減措置

（給料月額）

	H14・H15	H16～H19	H20～H24	H25～R4
市 長	△20%	△30%	△25%	△10%
副市長	△17%	△25%	△20%	△10%

（期末手当）

	H14～H19	H20	H21	H22～H24	H25～R4
市 長	△10%	△25%	△45%	△55%	△25%
副市長	△8%	△20%	△40%	△50%	△20%

以 上